

資料提供

平成25年4月11日

課名：平和推進プロジェクト・チーム

担当者：中川，坊田

内線：2366，2368

直通電話：082-513-2368

核軍縮に関する「ひろしまレポート」の概要について

1 趣旨

「国際平和拠点ひろしま構想」の具体化のための取組の一つである「核不拡散条約（NPT）体制等貢献事業」について，昨年度，（公財）日本国際問題研究所に委託して実施し，その結果を「ひろしまレポート」として取りまとめた。

このレポートを国内外に発信し，核軍縮に向けた各国の取組状況を広く示すことで，国際社会における核兵器廃絶のプロセスが一步ずつでも着実に前に進むことを期待している。

2 評価方法

(1) 調査対象国の分類

評価を実施するに当たっては，各国の核兵器を巡る状況が様々であり，それによって評価項目が異なってくることに鑑み，次のとおり調査対象国のグループ分けを行った。

① 核兵器を保有する国

A NPT 上核兵器の保有が認められている国

B NPT 上核兵器の保有が認められていない国

② 核兵器を保有していない国

③ その他

※ 北朝鮮については，1985年にNPTに加入した後，2度にわたって条約からの脱退を表明するとともに，3度の核爆発実験を行い，核兵器の保有を明言するなど，特異な事情があることから，「その他」と整理した。

区分		国名	グループ
①核兵器を保有する国	A NPT 上核兵器の保有が認められている国	中国，フランス，ロシア，イギリス，アメリカ（5カ国）	核兵器国
	B NPT 上核兵器の保有が認められていない国	インド，イスラエル，パキスタン（3カ国）	NPT 非締約国
②核兵器を保有していない国		イラン，シリア，オーストラリア，ブラジル，ドイツ，日本，韓国，南アフリカ，スウェーデン，スイス（10カ国）	非核兵器国
③その他		北朝鮮	—

(2) 評価項目の選定

調査対象国のグループごとに、核軍縮、核不拡散、核セキュリティの3分野について評価を行った。

なお、前述のとおり、評価項目には、NPTへの加盟の有無のように調査対象国全てを対象とする項目のほか、核兵器保有数のように核兵器を保有する国のみを対象とする項目や非核兵器地帯条約の域内国に対する消極的安全保証の提供のように核兵器国のみを対象とする項目があるなど、グループによって評価項目は異なっている。

【評価項目一覧】

分野	調査項目例
核軍縮（28項目）	核兵器保有数，国連総会での投票行動 等
核不拡散（17項目）	NPTへの加盟，IAEAへの協力 等
核セキュリティ（16項目）	核物質の保有量，関連条約への加入 等

3 実施結果

別紙「ひろしまレポート（要旨）」のとおり。

詳細については、別添「ひろしまレポート」を参照。

4 今後の展望

今回の「ひろしまレポート」では、概して、核兵器を保有する国について、その国を取り巻く世界情勢等により、核軍縮に向けた取組の姿勢が大きく異なっていることを一定の根拠をもって具体的に示すことができた。また、非核兵器国について、主要な国々の積極的な取組を紹介し評価することで、こうした取組の重要性について認識を広める一助になったと考えている。

今後、「ひろしまレポート」が国際社会に広く受け入れられていくことで、核兵器廃絶に向けた世界的な機運がより一層高まるとともに、各国における核軍縮に向けた新たな取組へとつながることを期待するものである。

ひろしまレポート（要旨）

レポートにおける核軍縮，核不拡散，核セキュリティの各分野の要旨は次のとおりである。

① 核軍縮

核兵器を保有する国を含め，国際社会は「核兵器のない世界」を目標に掲げており，冷戦期以降，核兵器の数は削減されているものの，依然，世界には約2万発の核兵器が存在している。

このため，非核兵器国を中心に，核軍縮に関する国連総会決議案の提出，国家間グループによる取組，重要な会議の開催等を通じて核軍縮の促進が図られているが，様々な課題がある。

新 START 後の米露による核兵器削減交渉は開始されておらず，中国や，核兵器の保有を公表しているインド，パキスタン，北朝鮮及び保有していると広く考えられているイスラエルにおいては，核兵器の削減に着手しているという分析は見受けられない。また，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っておらず，逆に北朝鮮による核爆発実験の実施，あるいはパキスタンによる兵器用核分裂性物質新規生産の可能性が，国際社会の懸念を高めている。

さらに，核兵器を保有する国は，核抑止を依然として安全保障戦略・政策における重要な構成要素と位置付けており，米国や英国では核兵器の役割の低減を進め，消極的安全保証の適用条件についても見直しを行ったものの，逆にその依存を高めている国もある。また，中国の核兵器能力に係る透明性の低さが指摘されている。

② 核不拡散

NPT は，核不拡散体制の礎石とも称され，締約国は190カ国を数えるものの，核兵器を保有するとみられるインド，パキスタン，イスラエルが，非核兵器国としてNPTに加入する見通しは立っていない。

北朝鮮は，二度のNPT脱退表明を行い，その後，核兵器の保有を公表するとともに，核爆発実験を実施した。イランは，現状では核兵器を保有していないとみられるが，核活動に対する国際原子力機関（IAEA）保障措置協定違反が問われている。いずれの核問題も，国連安全保障理事会で制裁決議が採択されるなどしているにもかかわらず，解決には至っていない。

主要な非核兵器国並びに核兵器国は，IAEA追加議定書の下での保障措置を受諾している。他方，イランなど一部の非核兵器国は，追加議定書による保障措置がNPT上の義務ではないとして，その受諾や実施を拒否している。

輸出管理に関しては，原子力供給国グループ（NSG）メンバーは，国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきたが，国連安全保障理事会制裁委員会の専門家パネルの報告書等において，中国の厳格でない実施状況についてたびたび言及されるなど，核兵器の拡散が懸念される国の間での核あるいは弾道ミサイルに関する協力関係も指摘されている。

③ 核セキュリティ

核分裂性物質の保有は、兵器利用のリスクにつながるため、厳格な管理など、核セキュリティ措置の実施及び強化に対する責務も増す。概して主要な核兵器国及び日本を含む非核兵器国は、その実施及び強化への積極的な取組を続けている。

その取組に当たっては、核セキュリティ及び原子力安全に係る諸条約への加入に加え、IAEAの「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」の実施が肝要とされる。後者については、主要国で国内体制への反映など、実施が進んでいるが、それ以外の国での実施状況は明確ではない。民生利用における高濃縮ウラン（HEU）の最小限化、不正取引の防止、核鑑識技術の研究開発といった具体的な取組も進められている。多くの国が核セキュリティ能力の向上を目的とする中心的拠点（COE）の設立を進めているが、COE間の調整なども課題となっている。